

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

		改 正 案	現 行	備 考
(傍線の部分は改正部分)				
51.1. <u>9</u> (a) (略)	(資料の供与等)	51.1. <u>8</u> (a) (略) 51.1. <u>9</u> (a) (略) 51.1. <u>11</u> (a) (略)		対応する号番号の 誤りを修正
51.1. <u>10</u> (a) (略)				
51.1. <u>12</u> (a) (略)				
<u>心得附則(平成23年6月13日)</u>				
<u>(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u>				

(傍線の部分は改正部分)			
改 正 案	現 行	備 考	
(家具等の移動防止のための取付具) <u>122-4-2.0</u> (略)	122-4-2 (略) (船橋航海当直警報装置)	家具等の移動防止のための取付具 形式的修正	
146-49.1(a) 「管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しない船舶において、船長室、航海室（部門間の兼務により、航海士として船橋航海当直に従事する者を含む。以下同じ。）の居室、船長及び航海士の利用に供される食堂、休憩室又は事務室のいづれも設けられていない場合をいう。この場合には、第一種船橋航海当直警報装置に代えて、航海用具告示第38条の規定による第二次警報及び第三次警報に係る要件を満たさない装置を備え付けることとして差し支えない。	(新設) 船長室等を有さない内航船に対する BNWAS の第二 次警報及び第三次 警報の省略に係る 取扱い、		

改 正 案	現 行	備 考
146-49.2 (a) 「管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に從事しない船舶において、船長室、航海士（部門間の兼務により、航海士として船橋航海當直に從事する者を含む。以下同じ。）の居室、船長及び航海士の利用に供される食堂、休憩室又は事務室のいずれも設けられていない場合をいう。この場合には、第二種船橋航海當直警報装置に代えて、航海用具告示第39条の規定による第二次警報に係る要件を満たさない装置を備え付けることとして差し支え ^{ならない} 。	(新設) (予備の部品等の備付け) 146-49.0 (a) (略)	船長室等を有さない内航船に対するBNWASの第二次警報の省略に係る取扱い 条ズレ対応
146-50.0 (a) (略)	299.2 (a)～(e) (略)	号ズレ対応
(非常電源) 299.2 (a)～(e) (略)	(非常電源) (予備の部品等の備付け) 146-49.0 (a) (略)	
(f) 第41号の「その他管海官庁が必要と認める設備」とは、(以下略)	(f) 第39号の「その他管海官庁が必要と認める設備」とは、(以下略)	
299.4 (a) 「第41号に掲げる設備に対しては管海官庁が指示する時間」とは、36時間とする。 (b) (1)～(3) (略) (4) 総トン数5,000トン未満の船舶に備える第2項 第19号から第31号及び第33号に掲げる設備について ついては、0時間とする。	299.4 (a) 「第39号に掲げる設備に対しては管海官庁が指示する時間」とは、36時間とする。 (b) (1)～(3) (略) (4) 総トン数5,000トン未満の船舶に備える第2項 第19号から第30号に掲げる設備については、0時間とする。	

改 正 案	現 行	備 考																																																																																																
(5) 第2項第32号の舵角指示器への給電時間については、(以下略) (6) (略)	(5) 第2項第31号の舵角指示器への給電時間については、(以下略) (6) (略)																																																																																																	
300.4(a) 非常電源の容量は、始動電流及び負荷の過渡特性を考慮し、次の表に掲げる時間給電できるものであること。	300.4(a) 非常電源の容量は、始動電流及び負荷の過渡特性を考慮し、次の表に掲げる時間給電できるものであること。																																																																																																	
	<table border="1"> <tr><td>29 船舶自動識別装置</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>30 船舶長距離自動識別装置</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>31 航海情報記録装置</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>32 舵角指示器</td><td>10分</td><td>10分</td><td>10分</td><td>10分</td><td>0</td></tr> <tr><td>33 舵橋航海当直警報装置</td><td>18</td><td>12</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>34 消火ポンプのうち1個</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>35 非常操舵装置</td><td>18</td><td>12</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>36 非常操舵装置</td><td>10分</td><td>10分</td><td>10分</td><td>10分</td><td>0</td></tr> <tr><td>39 その他</td><td>18</td><td>12</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>41 その他</td><td>18</td><td>12</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>29 船舶自動識別装置</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>30 航海情報記録装置</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>31 舵角指示器</td><td>10分</td><td>10分</td><td>10分</td><td>10分</td><td>0</td></tr> <tr><td>32 消火ポンプのうち1個</td><td>18</td><td>12</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>36 非常操舵装置</td><td>10分</td><td>10分</td><td>10分</td><td>10分</td><td>0</td></tr> <tr><td>39 その他</td><td>18</td><td>12</td><td>18</td><td>12</td><td>0</td></tr> </table>	29 船舶自動識別装置	0	0	18	12	0	30 船舶長距離自動識別装置	0	0	18	12	0	31 航海情報記録装置	0	0	18	12	0	32 舵角指示器	10分	10分	10分	10分	0	33 舵橋航海当直警報装置	18	12	18	12	0	34 消火ポンプのうち1個	0	0	18	12	0	35 非常操舵装置	18	12	18	12	0	36 非常操舵装置	10分	10分	10分	10分	0	39 その他	18	12	18	12	0	41 その他	18	12	18	12	0	29 船舶自動識別装置	0	0	18	12	0	30 航海情報記録装置	0	0	18	12	0	31 舵角指示器	10分	10分	10分	10分	0	32 消火ポンプのうち1個	18	12	18	12	0	36 非常操舵装置	10分	10分	10分	10分	0	39 その他	18	12	18	12	0	
29 船舶自動識別装置	0	0	18	12	0																																																																																													
30 船舶長距離自動識別装置	0	0	18	12	0																																																																																													
31 航海情報記録装置	0	0	18	12	0																																																																																													
32 舵角指示器	10分	10分	10分	10分	0																																																																																													
33 舵橋航海当直警報装置	18	12	18	12	0																																																																																													
34 消火ポンプのうち1個	0	0	18	12	0																																																																																													
35 非常操舵装置	18	12	18	12	0																																																																																													
36 非常操舵装置	10分	10分	10分	10分	0																																																																																													
39 その他	18	12	18	12	0																																																																																													
41 その他	18	12	18	12	0																																																																																													
29 船舶自動識別装置	0	0	18	12	0																																																																																													
30 航海情報記録装置	0	0	18	12	0																																																																																													
31 舵角指示器	10分	10分	10分	10分	0																																																																																													
32 消火ポンプのうち1個	18	12	18	12	0																																																																																													
36 非常操舵装置	10分	10分	10分	10分	0																																																																																													
39 その他	18	12	18	12	0																																																																																													
(b) (略)	(b) (略)																																																																																																	
附則(平成23年5月31日)	(新設)																																																																																																	
附2.3(a) 「管海官庁の指示するところ」については、当該船舶に備え付けられている船橋航海当直警報装置を次に掲げる要件に適合させること。	平成23年7月1日前に搭載されたBNWASの要件																																																																																																	
(1) 少なくとも当該船舶の前進時に作動状態となるものであること。ただし、低速時には作動状態とならないものであっても差し支えない。 (2) 休止時間は、12分以内を標準とすること。 (3) 休止時間が経過した場合に、船橋で明りように聞																																																																																																		

改正案	現行	備考
<p>二える第一次警報を発するものであること。</p> <p>(4) 第一次警報が解除されない場合に、船長室及び航海士（部門間の兼務により、航海士として船橋航海上直に従事する者を含む。）の居室で明りょうに聞こえる第二次警報を発するものであること。</p> <p>(5) 休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第 二次警報の解除を行う装置が、次に掲げる要件 に適合するものであること。</p> <p>(i) 当該装置を連続的に作動させたときに、休止 時間のリセットが連続的に行われないための 措置が講じられていること。</p> <p>(ii) 船橋以外に設置されていないこと。</p> <p>(6) 休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第 二次警報の解除が行われたときに、自動的に(3) の要件を満たすものであること。</p> <p>(7) 船長以外の者により、装置の起動又は停止の制御 及び休止時間の設定操作が行えないものである こと。ただし、船舶の推進のための動力を推進 機に伝達することと連動して起動及び停止でき る装置又は休止時間が固定値である装置につい ては、この限りでない。</p>		

改 正 案	現 行	備 考
心得附則（平成23年6月13日）		
(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。		

○船舶検査心得 3-1-3 船橋からの視界及び船橋に設ける窓の告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 索 表	現 行	備 考
2.0(a)～(i) (略) <u>(j)</u> 2号ニの「げん側の船側が明りょうに視認できること」とは、次のいづれかによることをいう。 (1) 最小喫水状態において、ウイングから身を乗り出した状態で、船体の最大幅における船側を視認できること。ただし、船橋ウイングから船の最大幅における船側までの水平距離は400mmを超えてはならない。 (2) 最小喫水状態において、ウイングから、船舶の全長にわたって船体の最大幅における船側から500mm以上遠の海面が視認できること。ただし、引き船、押し船等他船又は海洋構造物に近接して作業に従事する船舶については、最小喫水状態において、ウイングから、船舶の全長にわたって船体の最大幅における船側から1500mm以上遠の海面が視認できることとして差し支えない。	2.0(a)～(i) (略) (新設) <u>(j)</u> (略)	船橋視界に関する 統一解釈 (MSC Circ.1350) の取入れ
<u>(k)</u> (略)	心得附則 (平成23年6月13日) (適用期日)	
	(a) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。	

改 正 案	現 行	備 考
(経過措置)		
<p>(b) 平成24年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の2.0(j)の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。</p>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>第 26 節 船橋航海当直警報装置</p> <p>38.0 (a) 第3号の「船橋」とは、操舵室及び船橋のウイング（以下「ウイング」という。以下本節において同じ。）をいう。</p> <p>(b) 第3号の「有効な可視表示」とは、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 船橋の通常操船を行う場所において視認できる位置に設置されたものであること。ただし、操舵室に設置された表示装置による可視表示がワイングから明りょうに視認できる場合には、ワイングへの表示装置の設置は省略して差し支えない。</p> <p>(2) 点滅形式であること。</p> <p>(3) 夜間の監視に影響を与えないものであること。</p> <p>(4) 明るさを調整できること（ただし、消灯しないこと）。</p> <p>(c) 第4号の「有効な可聴警報」とは、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 船橋の通常操船を行う場所において明りょうに聞こえる位置に設置されたものであること。ただし、操舵室に設置された警報装置による可聴警報</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	告示で定める第一種 BNWAS の性能要件に係る解釈

改 正 案	現 行	備 考
<p>が、ウイングにおいて明りように聞こえる場合は、ウイングへの警報装置の設置は省略して差し支えない。</p> <p>(2) 音源から1mの位置における音圧は、75dB(A)以上、85dB(A)未満であること。</p> <p>(3) 音色は、警報であることを容易に判別でき、かつ、緊急性を表わすものであること。</p> <p>(d) 第5号の「有効な可聴警報」とは、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 音源から1mの位置における音圧は、75dB(A)以上、120dB(A)未満であること。</p> <p>(2) 音色は、警報であることを容易に判別でき、かつ、緊急性を表わすものであること。</p> <p>(3) 音量は、船長室及び航海士（部門間の兼務により、航海士として船橋航海当直に従事する者を含む。以下同じ。）の居室の全ての場所で聞き取れ、かつ、睡眠中の人に起こそのに十分なものであること。</p> <p>(e) 第6号の「他の乗組員がいる場所」とは、船長及び航海士の利用に供される食堂、休憩室並びに事務室をいりう。</p> <p>(f) 第6号の「有効な可聴警報」とは、次に掲げる要件を</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>満たすものとする。</p> <p>(1) 音源から1mの位置における音圧は、75dB(A)以上、120dB(A)未満であること。</p> <p>(2) 音色は、警報であることを容易に判別でき、かつ、緊急性を表わすものであること。</p> <p>(3) 音量は、(e)の「他の乗組員がいる場所」の全ての場所で聽き取れるものであること。</p> <p>(g) 第6号の「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる要件のいずれかに適合する場合をいう。</p> <p>(1) 船長室又は航海士の居室から船橋まで90秒で到達できない構造の船舶に備え付けられた第一種船橋航海当直警報装置であつて、第三次警報の開始時間を第二次警報が開始されてから180秒以内とすることができるものである場合。</p> <p>(2) 旅客船を除く船舶に備え付けられた第一種船橋航海当直警報装置であつて、第二次警報と第三次警報を同時に開始するものである場合。</p> <p>(h) 第7号イの「管海官庁が適当と認める方法」とは、赤外線検知器等により身体的活動又は意識状態を確認する方法をいう。</p> <p>(i) 第7号ニの「船橋の適当な位置」とは、船橋の通常操</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>船を行う位置から容易に近づくことができる位置を いう。なお、当該装置は、可視表示の近傍に設置する ことが望ましい。</p> <p>(j) 第10号の「管海官庁が適当と認める方法」とは、船長 が保管する鍵により操作する方法をいう。</p> <p>39.0(a) 第2号の規定の適用にあたり、可視表示を備える装置 を備え付ける場合は、設定された休止時間が経過した 時に船橋において有効な可視表示が開始され、当該可 視表示が解除されないときに、第一次警報を発するも のとして差し支えない。</p> <p>(b) 第3号イの「管海官庁が適当と認める方法」とは、赤 外線検知器等により身体的活動又は意識状態を確認 する方法をいう。</p> <p>(c) 第3号ハの「船橋の適当な位置」とは、船橋の通常操 船を行う位置から容易に近づくことができる位置を いう。</p>	<p>告示で定める第二 種 BNWAS の性能要 件に係る解釈</p> <p>(新設)</p>	
<p>第27節 形象物</p> <p>心得附則 (平成23年6月13日)</p> <p>(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</p>	<p>第 26 節 形象物</p>	筋ズレ対応

		(傍線の部分は改正部分)	
改	正	現	行
(膨脹式救命いかだ)		(膨脹式救命いかだ)	
21.1(h) 第15号の「十分なフリーボードを有するもの」とは、定員1人当たりの質量を <u>82.5kg</u> とし、全定員が所定の位置に着席した場合において、救命いかだの全周にわたり正のフリーボードを有するものをいう。		21.1(h) 第15号の「十分なフリーボードを有するもの」とは、定員1人当たりの質量を <u>75kg</u> とし、全定員が所定の位置に着席した場合において、救命いかだの全周にわたり正のフリーボードを有するものをいう。	
(救命いかだの定員)		(新設)	
24.1(a) 第3号の規定の適用については、次に掲げるところによること。		(新設)	
(1) 定員1人当たりの平均体重は、 <u>82.5kg</u> とすること。 (2) 全ての定員がイマーション・スーシと救命胴衣を着用した状態であること。ただし、ダビット進水式の救命いかだにあっては、救命胴衣のみを着用した状態として差し支えない。		MSC.293(87)に基づく、救命いかだの定員の計算を行うためによる体重の変更 (75kg/人→82.5kg/人)	
24.2(a) 24.1(a)は、本項の規定について準用する。ただし、同項(2)ただし書きの規定を除く。			

改 正 案	現 行	備 考
(降下式乗込装置) (略)	(降下式乗込装置) (略)	MSC.293(87)に基づく、救命いかだの定員の計算を行うために用いる体重の変更に伴う修正
47-2.0 (h) (略) (1) イの規定の適用については、次の(2)により算出されるプラットフォームの床面積を0.25で除した数に等しい数の人員に82.5kgを乗じた質量を支えることができる。この場合において、膨胀式のプラットフォームにあっては、主気室(スオート及び床の膨脹部材を含む。)の容積(m ³)は、当該人数に0.096を乗じた数以上であること。 (2)～(3) (略)	(1) イの規定の適用については、次の(2)により算出されるプラットフォームの床面積を0.25で除した数に等しい数の人員に75kgを乗じた質量を支えることができる。浮力を有すること。この場合において、膨胀式のプラットフォームにあっては、主気室(スオート及び床の膨脹部材を含む。)の容積(m ³)は、当該人数に0.096を乗じた数以上であること。 (2)～(3) (略)	(適用期日) (a) 本改正後の心得は、平成24年1月1日から適用する。 (経過措置) (b) 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている改正前の規定による救命いかだ及び降下式乗込装置については、当該救命いかだ又は降下式乗込装置を引き続き当該船舶に備え付ける場合(当該船舶の船舶所有者が適用日において現に保有する予備の救命いかだ又は降下式乗込装置と取り替える場合を含む。)に限り、改正後の規定にかかるわらず、

改 正	案	現	行	備 考
	<u>なお従前の例によることができる。</u>			

改 正 案		現 行 方 法	備 考
附属書[1] 区画指數の計算方法		附属書[1] 区画指數の計算方法	
2.1 (略)		2.1 (略) (1) (略)	形式的修正
<i>J</i> : 考慮する損傷区画の損傷領域番号を表す。(最も船尾側の領域を番号1とする。)		<i>J</i> : 考慮する損傷区画の損傷領域番号を表す。(最も船尾側の領域を番号1とする。) (略) (2) ~ (3) (略)	
2.3 (略)	x1、x2、b : 2.1(1)による。 (略)	2.3 (略) (略) (2) ~ (3) (略)	記載の誤りを修正 x1、x2、b : 2.2による。 (略)
3.1.2.4 (略)	(1) <i>Mpassenger</i> は、旅客の移動により生じる仮想最大横傾斜モーメントをいい、次の <u>いづれかの方法</u> により得られる。	3.1.2.4 (略) (1) <i>Mpassenger</i> は、旅客の移動により生じる仮想最大横傾斜モーメントをいい、次の <u>算式</u> により得られる。	<i>Mpassenger</i> の代替計算方法の追加 (国内取入れ時の改正もれ。)
	(a) $M_{passenger} = (0.075 \cdot N_p) \cdot (0.45 \cdot B) (t \cdot m)$	$M_{passenger} = (0.075 \cdot N_p) \cdot (0.45 \cdot B) (t \cdot m)$	N_p : 当該最高区画喫水に対して、運航時に船上に乗せることが許可された旅客の最大人数 B : 船の幅 B : 船の幅

改 正 案	現 行	備 考
(b) 招集場所の設けられている甲板の片側の利用可能な場所において、1平方メートル当たり旅客4人が分布し、最大の傾斜モーメントを生ずると仮定した算出方法。この場合において、旅客1人当たりの体重は75kgとすること。		
(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)	
心得附則（平成23年6月13日）		
(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。		

改 正 案				現 行				(傍線の部分は改正部分)			
附属書[13] 機関区域無人化船の機関				附属書[13] 機関区域無人化船の機関				SOLAS II-1/48 2			
表1 警報の種類				表1 警報の種類				に基づく要件の明確化(国内取入れ時の改正もれ。)			
計測点				計測点				警報			
ディーゼル主機 (略)	(略)	(略)	(略)	ディーゼル主機 (略)	(略)	(略)	(略)	警報	警報	備考	備考
主ボイラ及び主要な補助ボイラー・補機・その他 ビルジの流入量がビルジポンプの容量を超えたこと又はビルジポンプが計画された回数以上の頻度で作動したこと	ビルジの流入量がビルジポンプの容量を超えたこと又はビルジポンプが自動的に始動する場合に限る。	ビルジポンプが自ら運転された回数以上に限る。	○	主ボイラ及び主要な補助ボイラー・補機・その他 ビルジの流入量がビルジポンプの容量を超えたこと又はビルジポンプが計画された回数以上の頻度で作動したこと	ビルジの流入量がビルジポンプの容量を超えたこと又はビルジポンプが計画された回数以上の頻度で作動したこと	ビルジの流入量がビルジポンプの容量を超えたこと又はビルジポンプが計画された回数以上の頻度で作動したこと	○	(略)	(略)	(略)	(略)
心得附則(平成23年6月13日)				(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。							

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
第1章 総則	第1章 総則	
3.0(c) 海上保安庁長官により「海図に類似の刊行物」として許可を受けたもののうち次の刊行物を備える沿岸小型船舶については、本条の規定により第82条第1項第1号表中の「海図」を備えたものとみなす。 (1)～(3) (略) (4) (株)マックプロジェクト発行の「クルージングマップ」	3.0(c) 海上保安庁長官により「海図に類似の刊行物」として許可を受けたもののうち次の刊行物を備える沿岸小型船舶については、本条の規定により第82条第1項第1号表中の「海図」を備えたものとみなす。 (1)～(3) (略) (4) (株)マックプロジェクト発行の「クルージングマップ イン大阪湾」	新たな「海図に類似の刊行物」として許可を受けたもののうち次の刊行物を備える沿岸小型船舶については、本条の規定により第82条第1項第1号表中の「海図」を備えたものとみなす。
(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。	心得附則（平成23年6月13日）	

